

## 8. 大深度地下の適正かつ合理的な利用について

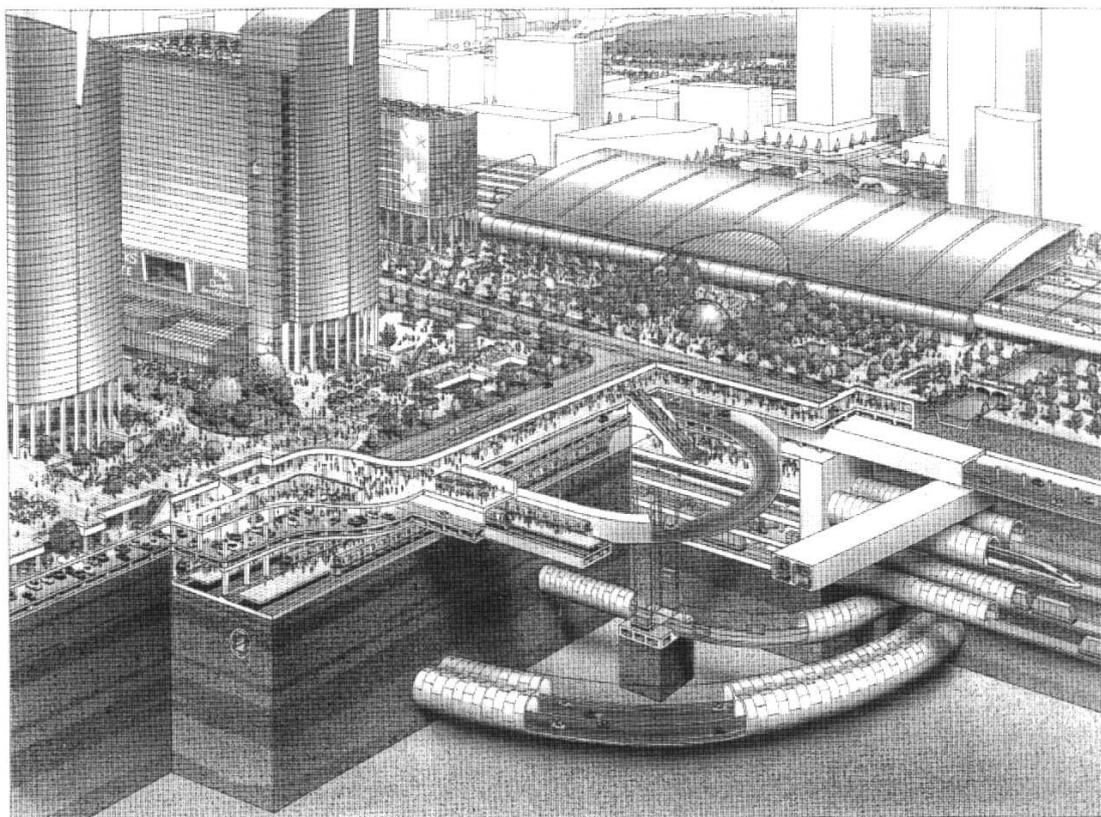
平成12年5月19日に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」が成立し、平成13年4月1日から施行された。

この法律は、通常利用されることのない「大深度地下」について、原則として事前の補償を行うことなく、公共的な目的のために使用できる特別の手続を定めたものである。

本法の成立により、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや地下鉄、地下河川などの公共の利益となる事業が円滑に実施することが可能となった。

また、地上にある施設を地下化することなどにより、地上をゆとりある空間として、緑、せせらぎを取り戻し、都市の美観・環境を回復するとともに、安全な歩行者空間の創出、防災空間の形成等、質の高い都市生活の実現を目指すための大深度地下利用も考えられる。

### 大深度地下活用イメージ



## 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の経緯

昭和63年頃～		<ul style="list-style-type: none"><li>・各省庁により大深度地下利用構想が提案される</li><li>・法律案を提出すべく、関係省庁間で調整を行う</li></ul>
平成7年	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・議員提案により、「臨時大深度地下利用調査会設置法案」が国会へ提出され、可決・成立</li></ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・臨時大深度地下利用調査会設置法の施行（3年間の時限立法）</li></ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・臨時大深度地下利用調査会が審議開始</li></ul>
平成10年	5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査会から内閣総理大臣へ答申、国会に報告</li></ul>
平成12年	3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案」を閣議決定・国会提出</li></ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・法案が可決・成立、法律公布（平成12年法律第87号）</li></ul>
平成13年	4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・法律施行</li><li>・大深度地下使用基本方針の閣議決定</li></ul>
	5－6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催</li></ul>
平成15年	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催</li><li>・大深度地下利用に関する技術開発ビジョン公表</li></ul>
平成16年	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催</li></ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針公表</li><li>・大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針公表</li><li>・大深度地下地盤調査マニュアル公表</li></ul>
平成17年	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催</li></ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針公表</li></ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・神戸市大容量送水管事業、法第12条に基づく事業間調整の実施</li><li>・第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li></ul>
平成18年	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第5回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催</li></ul>
平成19年	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京外かく環状道路事業、法第12条に基づく事業間調整の実施</li><li>・第1回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li></ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li></ul>

平成19年	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>第6回首都圏大深度地下使用協議会の開催</li> <li>法適用第1号の使用認可（神戸市大容量送水管事業）</li> </ul>
平成20年	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>第3回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>第2回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
平成25年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回首都圏、中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京外かく環状道路事業 大深度地下使用の認可申請</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京外かく環状道路事業 大深度地下使用認可申請書の公告 ・縦覧</li> <li>第4回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
平成26年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京外かく環状道路事業 公聴会の開催</li> <li>第7回首都圏大深度地下使用協議会の開催</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>法適用第2号の使用認可（東京外かく環状道路事業）</li> <li>中央新幹線事業、法第12条に基づく事業間調整の実施</li> <li>第5回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>第4回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>第6回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
平成27年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
平成28年	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川左岸線延伸部事業 法第12条に基づく事業間調整の実施</li> <li>第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川北部地下河川事業 法第12条に基づく事業間調整の実施</li> <li>第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
平成29年	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催（書面開催）</li> <li>第6回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催（書面開催）</li> </ul>
平成30年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用の認可申請</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央新幹線事業 大深度地下使用の認可申請</li> <li>大深度地下使用技術指針の改訂</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央新幹線事業 大深度地下使用認可申請書の公告・縦覧</li> <li>寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請書の公告 ・縦覧</li> <li>第7回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> </ul>

平成30年	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催</li> <li>・寝屋川北部地下河川事業 公聴会の開催</li> <li>・中央新幹線事業 公聴会の開催（首都圏）</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央新幹線事業 公聴会の開催（中部圏）</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回近畿圏大深度地下使用協議会の開催</li> <li>・第8回首都圏大深度地下使用協議会の開催</li> <li>・第6回中部圏大深度地下使用協議会の開催</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法適用第3号の使用認可（中央新幹線事業）</li> <li>・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請（補正後）</li> </ul>
平成31年	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請書の公告・縦覧</li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回近畿圏大深度地下使用協議会の開催（書面開催）</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法適用第4号の使用認可（寝屋川北部地下河川事業）</li> </ul>

# ○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成12年法律第87号)の概要

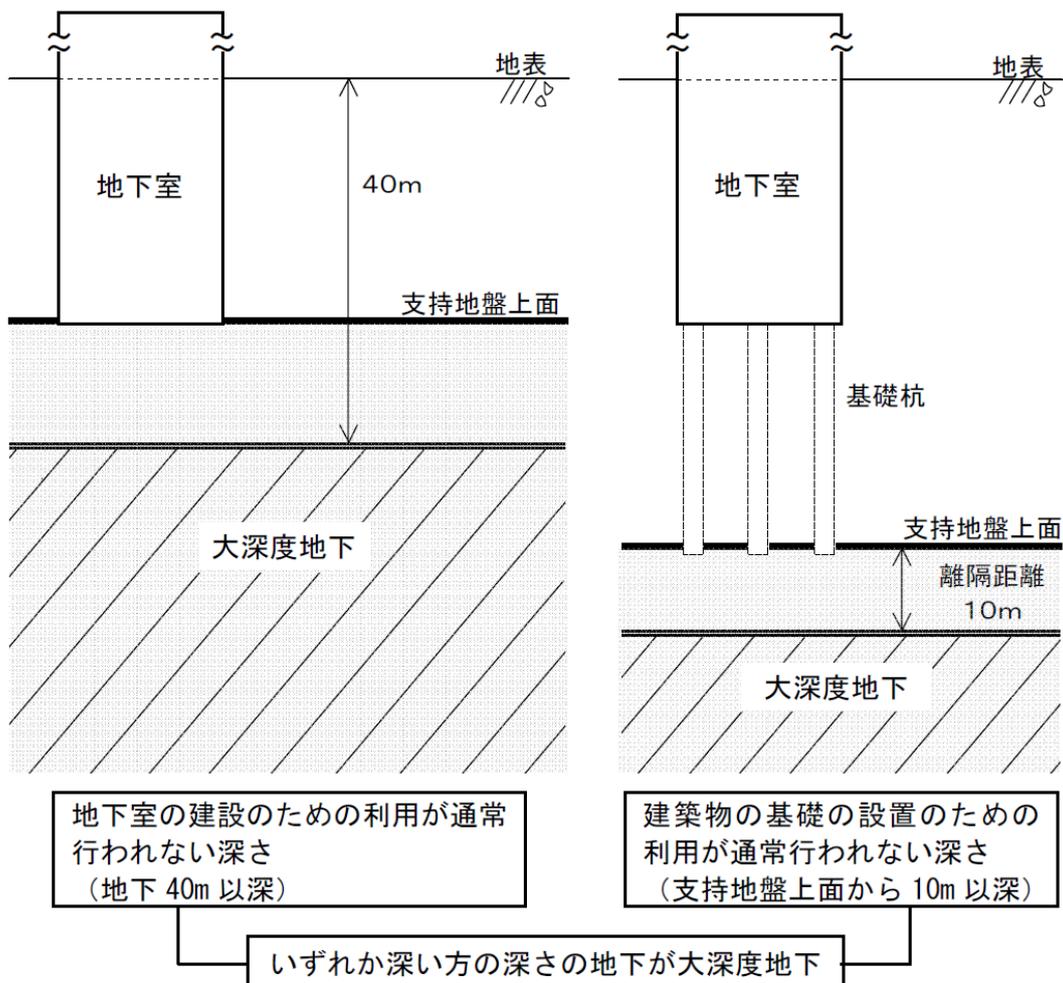
## (目的)

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、これらの事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

## (法律の概要)

### 1. 大深度地下の定義 (法第2条)

- 次に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さの地下
- ・ 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ (地下40m以深：政令第1条)
  - ・ 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ (支持地盤上面から10m以深：政令第2条第3項)



### 2. 対象地域 (法第3条) 及び対象事業 (法第4条)

- ・ 人口の集中度等を勘案して政令で定める地域 (三大都市圏)
- ・ 道路、河川、鉄道、電気通信、電気、ガス、上下水道等の公益性を有する事業

### 3. 適正かつ合理的な利用の確保

大深度地下の適正かつ合理的な利用を確保するため、大深度地下使用基本方針（法第6条）、大深度地下使用協議会（法第7条）、事前の事業間調整（法第12条）等に関する規定を定める。

### 4. 大深度地下の使用の認可（法第14条）

大深度地下を使用して対象事業を行おうとする者は、国土交通大臣（複数の都道府県にわたる広域的な事業等の場合）又は都道府県知事（その他の事業の場合）に対して使用認可の申請をしなければならない。なお、国土交通大臣に対する申請は、事業所管大臣を経由して行う。

### 5. 使用权の取得に伴う補償（法第37条）

大深度地下については、事業者が事業実施のために使用权を取得しても、通常は、補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前の補償は要しない。ただし、具体的な損失が生じた場合には、使用权取得後、土地所有者等から事業者に対して請求することができる。

大深度地下の使用認可の主な手続の流れ

